

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第59号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(法定代理人による開示の請求)</p> <p>第2条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、これらの者に係る法第30条の32第1項の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(自己の本人確認情報の開示の請求)</p> <p>第3条 開示請求は、<u>本人確認情報開示請求書</u>（様式第1号）により行わなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(自己の本人確認情報の訂正等の申出)</p> <p>第4条 法第30条の35の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等の申出」という。）は、<u>本人確認情報訂正等申出書</u>（様式第2号）により行わなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(条例別表第2の規則で定める事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～18 [略]</p> <p>19 条例別表第2第20号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 岩手県漁港管理条例（<u>昭和38年岩手県条例第52条</u>）第12条第1項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>20～31 [略]</p> <p>(条例別表第3の規則で定める事務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 条例別表第3の規則で定める公職選挙法（<u>昭和25年法律第106号</u>）第86条の届出又は同法第86条の4の届出に関する事務は、これらの届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(法定代理人による開示の請求)</p> <p>第2条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、これらの者に係る法第30条の32第1項（<u>法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。</u>）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(自己の本人確認情報等の開示の請求)</p> <p>第3条 開示請求は、<u>本人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書</u>（様式第1号）により行わなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(自己の本人確認情報等の訂正等の申出)</p> <p>第4条 法第30条の35（<u>法第30条の44の13において準用する場合を含む。</u>）の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等の申出」という。）は、<u>本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等申出書</u>（様式第2号）により行わなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(条例別表第2の規則で定める事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～18 [略]</p> <p>19 条例別表第2第20号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 岩手県漁港管理条例（<u>昭和38年岩手県条例第52号</u>）第12条第1項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>20～31 [略]</p> <p>(条例別表第3の規則で定める事務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 条例別表第3の規則で定める公職選挙法（<u>昭和25年法律第100号</u>）第86条の届出又は同法第86条の4の届出に関する事務は、これらの届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

様式第1号（第3条関係）

[略]

本人確認情報開示請求書

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定に基づき、次のとおり本人確認情報の開示を請求します。

[略]

様式第2号（第4条関係）

[略]

本人確認情報訂正等申出書

住民基本台帳法第30条の35の規定に基づき、次のとおり本人確認情報の訂正（追加、削除）を申し出ます。

[略]

本人確認情報の開示を受けた年月日	[略]
[略]	

[略]

様式第1号（第3条関係）

[略]

本人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書

住民基本台帳法第30条の32第1項（第30条の44の13において読み替えて準用する同法第30条の32第1項）の規定に基づき、次のとおり本人確認情報（附票本人確認情報）の開示を請求します。

[略]

様式第2号（第4条関係）

[略]

本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等申出書

住民基本台帳法第30条の35（第30条の44の13において準用する同法第30条の35）の規定に基づき、次のとおり本人確認情報（附票本人確認情報）の訂正（追加、削除）を申し出ます。

[略]

本人確認情報（ <u>附票本人確認情報</u> ）の開示を受けた年月日	[略]
[略]	

[略]

2 （自己の本人確認情報等の開示の請求）

第3条 [略]

2 [略]

3 前項の書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が開示請求をする場合 運転免許証、健康保険の被保険者証その他これらに類する書類として別に定めるもの

(2) [略]

様式第1号（第3条関係）

[略]

備考1 請求の際には、請求者本人であることを証明するため必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証等）を係員に提出し、又は提示してください。

2 [略]

[略]

（自己の本人確認情報等の開示の請求）

第3条 [略]

2 [略]

3 前項の書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が開示請求をする場合 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）、運転免許証その他これらに類する書類として別に定めるもの

(2) [略]

様式第1号（第3条関係）

[略]

備考1 請求の際には、請求者本人であることを証明するため必要な書類（個人番号カード、運転免許証等）を係員に提出し、又は提示してください。

2 [略]

[略]

請求者本人 の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
[略]	

[略]

様式第2号(第4条関係)

[略]

備考1 [略]

2 申出の際には、申出者本人であることを証明するため必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証等)を係員に提出し、又は提示してください。

3 [略]

[略]

申出書本人 の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
[略]	

[略]

請求者本人 の確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()
[略]	

[略]

様式第2号(第4条関係)

[略]

備考1 [略]

2 申出の際には、申出者本人であることを証明するため必要な書類(個人番号カード、運転免許証等)を係員に提出し、又は提示してください。

3 [略]

[略]

申出書本人 の確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()
[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和6年12月2日から施行する。
- この規則(表1の項の改正部分に限る。)による改正後の住民基本台帳法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する請求書又は申出書について適用し、同日前に提出した請求書又は申出書については、なお従前の例による。
- この規則(表2の項の改正部分に限る。)による改正後の住民基本台帳法施行細則に定める様式は、附則第1項ただし書に規定する改正部分の施行の日以後に提出する請求書又は申出書について適用し、同日前に提出した請求書又は申出書については、なお従前の例による。